

特殊健康診断の受診のために  
要した時間についての賃金の支払いは？



特殊健康診断は、事業の遂行にからんで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行なわれることが原則。また、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該健康診断が時間外に行なわれた場合、当然割増賃金を支払わなければなりません。